

全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料

平成 31 年 3 月 19 日 (火)

厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

高齢者支援課

6. 福祉用具・住宅改修について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 28 年 12 月 9 日 介護保険部会）及び「平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成 29 年 12 月 18 日 介護給付費分科会）において、介護保険制度の持続可能性の観点から、制度の改正について明記されたところである。

具体的には、利用者が適切な貸与価格で福祉用具を選択する観点から、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1 標準偏差）を設定する
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する

等といった取組を平成 30 年 10 月（複数商品の提示等は同年 4 月）から実施しているところである。

これら改正内容の適切かつ円滑な実施に向けては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイド協会、福祉用具関係団体等とも連携を図りつつ取り組んでいるところであるが、各都道府県におかれても、下記について、改めて御了知いただくとともに、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくようお願いする。

① 介護給付費明細書への商品コードの記載

全国平均貸与価格等の公表に伴い、福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日 老高発 1019 第 1 号・老老発 1019 第 1 号）等でお知らせしているとおり、介護給付費明細書に T A I S コード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載いただくこととしている。

商品ごとに貸与価格の情報を把握するためには、商品コードを誤りなく正確に記載いただくことが必要であることから、各保険者においても、適切な介護給付費請求の観点から、必要に応じて記載内容を福祉用具貸与事業者等に照会するなど確認を行っていただくことが重要である。

また、実際の商品コードについては、公益財団法人テクノエイド協会が付与・公表を行っており、商品コード一覧は毎月当法人のホームページで更新されているので、福祉用具貸与事業者においては、確認いただくようお願いする。

各都道府県におかれては、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に対し、これらの内容について周知徹底いただくようお願いする。

<商品コード一覧（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）>

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

② 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成 30 年 7 月 13 日事務連絡）でお知らせしているとおり、商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページで一覧を公表しているため、福祉用具貸与事業者においては、本内容を確認いただくようお願いする。

また、平成 31 年度以降、新商品についても、3 か月に 1 度の頻度で全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定を行うこととしているので、あらかじめ御了知いただくようお願いする。

<全国平均貸与価格・貸与価格の上限（厚生労働省ホームページ）>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

③ 消費税増税に伴う対応

上記のとおり、貸与価格の上限については設定・公表しているが、本年 10 月に予定されている消費税増税に伴う取扱いに関し、「2019 年度介護報酬改定に関する審議報告」（2018 年 12 月 26 日社会保障審議会介護給付費分科会）においては、「本年 10 月から設定された福祉用具貸与の上限額について、税率引上げ分を引上げることが適当である」との内容が盛り込まれたところである。

審議報告を踏まえ、今後必要な対応を行うこととしているので、あらかじめ御了知いただくようお願いする。

(2) その他（ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応）

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号）において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知したところである。

こうした中で、今般、独立行政法人製品評価技術基盤機構から、平成 30 年中に踏切で発生した死亡事故が 5 件確認されたことを踏まえ、注意喚起がなされているので、各都道府県におかれては、管内の保険者及び福祉用具貸与事業者等に周知いただくとともに、改めて事故防止に向けた対応についてお願いする。

なお、対応に当たっては、以下についても参考とされたい。

<踏切での電動車いすの死亡事故が多発～今年に入って既に 5 件発生～>

（独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs181220.html>

<ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策に関する研究事業>

（一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会ホームページ）

<http://www.jaspa.gr.jp/?p=1756>

<福祉用具シリーズ Vol.13 (電動三輪車四輪車使い方手引き)>
(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)
http://www.techno-aids.or.jp/research_report.html

<福祉用具ヒヤリ・ハット情報>
(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)
<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

<電動車いす安全利用の手引き・電動車いす安全運転のすすめ(動画)>
(電動車いす安全普及協会ホームページ)
<http://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>

(3) 住宅改修の見直しについて

住宅改修については、「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成 28 年 12 月 9 日 介護保険部会)を踏まえ、「「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について」(平成 30 年 7 月 13 日老高発 0713 第 1 号)において、事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式例(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)をお示ししているほか、複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明することとしているので、各都道府県におかれては、管内の保険者等に周知いただくとともに、適切な実施についてお願いします。